

## 高知工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成12年4月1日  
一部改正 令和元年11月21日

(趣旨)

**第1条** この規程は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（昭和38年規則第1号。以下「学則」という。）第54条第2項及び第55条第2項並びに第57条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1単位当たりの授業時間)

**第2条** 1単位時間は、標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもつて1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもつて1単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、その学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、その学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修方法)

**第3条** 専攻科に開設する授業科目の履修にあたっては、年度当初の所定の期日までに、別に定める「専攻科授業科目履修届」（以下履修届という。）を校長に提出しなければならない。

(指導)

**第4条** 専攻科学生の各々に、該当専攻科教員を指導教員として定める。

2 専攻科の学生は、指導教員から特別研究の指導を受けるものとする。

3 専攻科の学生は、指導教員及び専攻主任から、授業科目の履修について指導を受けるものとする。

(試験)

**第5条** 専攻科の試験は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施し、その時間割は試験開始日の1週間前に公示するものとする。

3 定期試験の前日は平常授業日とする。

4 定期試験の時間数は授業時間に算入しない。

5 追試験は、病気その他止むを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者のうち、別紙様式1の「専攻科追試験受験願」を、所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施するものとする。

6 再試験については、第9条の規程に従う。

**第6条** 定期試験における不正行為については、当該試験期間中の全科目の成績は、0点とする。

(成績の評価)

**第7条** 授業科目の成績評価は、定期試験等の成績及び平素の学習状況等を総合して行うものとする。

2 授業科目の欠課時数が、当該科目の授業時数の3分の1を超えるものに対して、評価は行わない。

3 成績の評価は、100点法で評価する。必要のある場合、次の区分のいずれかによって表わす。

区分 点	100点～80点	79点～70点	69点～60点	59点～0点
I	優	良	可	不可
II	A	B	C	D

4 通年科目の成績評価は、後期に行う。

5 特別研究は、「合・否」で評価する。

(単位の認定)

**第8条** 前条第3項の規定に基づき、区分Iにより優、良及び可(区分IIによりA、B及びC)に評価された授業科目については、当該科目を修得したのものとして、単位を認定する。

2 特別研究については、「合」の評価によりその単位を修得したことを認定する。

(再試験)

**第9条** 第7条第3項の規定に基づき、区分Iにより不可(区分IIによりD)に評価された授業科目のうち、選択科目及び必修選択科目については、次の学期の定期試験期間中に再試験を行うことができる。再試験は、別紙様式2の「専攻科再試験受験願」を、試験開始の1ヶ月前までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施するものとする。再試験に合格した場合は、評点を60点に改める。

(再履修)

**第10条** 第7条第3項の規定に基づき、区分Iにより不可(区分IIによりD)に評価された授業科目のうち、必修科目は、次年度に再履修するものとする。

(修了に要する単位)

**第11条** 学則第55条第1項及び第2項の規定に基づき、修了の認定に要する単位数は、次の各項に掲げる全ての単位数を含めて62単位以上修得するものとする。

- 一 各専攻における全ての必修科目の単位(機械・電気工学専攻は34単位、物質工学専攻は28単位、建設工学専攻は32単位)
- 二 必修選択科目12単位以上

(他専攻の授業科目の履修)

**第12条** 本校の他専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、授業担当教員及び関連専攻主任の許可を得たうえで、履修届を事前に校長に提出しなければならない。なお、その授業科目を履修のうえ修得した単位は、8単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(他の教育施設の授業科目の履修)

**第13条** 他の高等専門学校専攻科及び大学等(以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する者は、高知工業高等専門学校大学等における学修に関する規程(平成6年12月8日制定)に基づき、「大学等における学修許可願」を、校長に提出しなければならない。なお、その授業科目を履修のうえ修得した単位は、16単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成13年9月6日から施行し、改正後の規程は、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年11月21日から施行し、改正後の規程は、平成31年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

専攻科追試験受験願

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

平成 年度入学 工学専攻 学年

氏名

下記の事由により、下記の追試験の受験を申請しますので、ご許可くださるようお願いします。

記

1. 受験申請理由

2. 受験科目・担当教員

追試験科目名	授業担当教員氏名・印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

注1 担当教員及び専攻主任の認印を受け、学生課教務係へ提出すること。

2 病気の場合には、医師により作成された診断書またはそれに替わるものを添えること。

専攻主任	
------	--

(別紙様式2)

専攻科再試験受験願

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

平成 年度入学 工学専攻 学年

氏名

下記科目の再試験の受験を申請しますので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 受験科目・担当教員

再試験科目名	授業担当教員氏名・印
	印

注1 試験開始日の1ヶ月前までに、担当教員及び専攻主任の認印を受け、学生課教務係へ提出すること。

注2 必修科目は、原則として再履修しなければならない。

注3 再試験対象は、成績評価がD（不可，59～0点）であるもののうち、選択または選択必修科目のみ。

注4 出席時数不足の科目は、再試験の対象とならない。

専攻主任	
------	--